

○浜松市看護師等修学資金貸与条例

平成20年3月21日

浜松市条例第37号

改正 平成22年3月24日浜松市条例第19号

平成23年12月16日浜松市条例第62号

平成24年3月23日浜松市条例第41号

平成30年10月17日浜松市条例第50号

(目的)

第1条 この条例は、看護師、准看護師又は保健師（以下「看護師等」という。）を養成する学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者で、将来、市内の看護師等の確保が困難な地域において看護師等の業務に従事をしようとする意思を有するものに対し、修学資金を貸与し、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、当該地域内の看護師等の確保に資することを目的とする。

(貸与の対象)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる養成施設に在学している者であって、将来、別表に定める病院又は診療所（以下「指定医療提供施設」という。）において看護師等の業務に従事（短時間労働者その他の市長が定める者としての従事を除く。以下同じ。）をしようとする意思を有するものとする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条第1号に規定する学校
- (2) 法第19条第2号に規定する保健師養成所
- (3) 法第21条第1号に規定する大学
- (4) 法第21条第2号に規定する学校
- (5) 法第21条第3号に規定する看護師養成所
- (6) 法第22条第1号に規定する学校
- (7) 法第22条第2号に規定する准看護師養成所

(平22条例19・一部改正)

(修学資金の額)

第3条 修学資金の月額、その者が看護師等の業務に従事をしようとする意思を有する別表の左欄に掲げる指定医療提供施設の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

(貸与の方法)

第4条 修学資金は、次条第2項の規定による貸与の決定において定められる月から当該修学資金の貸与を受けようとする者が在学している養成施設の正規の修業期間を修了する月まで、規則で定めるところにより、貸与するものとする。

(貸与の申請等)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人を立て、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、予算の範囲内において、貸与の可否及びその額を決定する。

(指定医療提供施設の区分の変更)

第6条 前条の規定は、修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が、別表に掲げる指定医療提供施設の区分を変更しようとする場合について準用する。

(連帯保証人の変更の承認)

第7条 修学生又は修学資金の貸与を受けていた者（以下「修学生等」という。）は、連帯保証人を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

(異動等の届出)

第8条 修学生等は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第2条第3号の大学、同条第4号の学校又は同条第5号の看護師養成所を卒業し、引き続き同条第1号の学校又は同条第2号の保健師養成所に進学をしようとするとき。
- (2) 第2条第6号の学校又は同条第7号の准看護師養成所を卒業し、引き続き同条第3号の大学、同条第4号の学校又は同条第5号の看護師養成所に進学をしようとするとき。
- (3) 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- (4) 修学生等又は連帯保証人の氏名又は住所に異動があったとき。
- (5) 修学資金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項に異動があったとき。

2 修学生等が死亡したときは、その遺族等は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 修学生は、規則で定めるところにより、現況に関する届出書を市長に提出しなければならない。

(平30条例50・一部改正)

(貸与の廃止又は休止)

第9条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を廃止するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 心身の故障等のため卒業の見込みがなくなつたと認めるとき。
- (3) 退学したとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成することができないと認めるとき。

2 市長は、修学生が休学し、又は停学等の処分を受けたときは、休学し、又は停学等の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、修学資金を貸与しないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は当該修学生が復学した日の属する月の翌月分以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(修学資金の返還)

第10条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由の生じた日(第12条の規定により履行が猶予された者にあつては、当該猶予された期間が終了した日)の属する月の翌月から起算して修学資金の貸与の期間(当該修学資金の貸与の期間が2以上ある場合にあつてはそれぞれの期間を合算した期間、第13条第3項の規定により返還債務の一部を免除された場合にあつては当該修学資金の貸与の期間から当該免除された額に応じて規則で定める期間を控除した期間)の2倍に相当する期間で、貸与を受けた修学資金及び次条に規定する利息(以下「修学資金等」という。)を、規則で定めるところにより、年賦の均等払いで返還しなければならない。

- (1) 修学資金の貸与の期間が満了したとき。
- (2) 前条第1項の規定により修学資金の貸与が廃止されたとき。

2 前項の規定にかかわらず、修学資金等の返還は、その全部を繰り上げて行うことができる。

(平30条例50・一部改正)

(利息)

第11条 利息の額は、それぞれ修学資金の貸与を受けた日の翌日から前条第1項各号に

掲げる事由が生じた日までの期間の日数に応じ、貸与を受けた修学資金の額（第6条の規定による指定医療提供施設の区分の変更により修学資金の月額が減少した場合にあっては、貸与を受けた修学資金の額と、当該変更後の区分により当初から貸与を受けていたものとした場合の修学資金の額との差額（以下「区分変更による差額」という。）を除く。）に年3パーセントの割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 2 前項の規定により計算した利息の額に10円未満の端数があるとき又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（平24条例41・一部改正）

（返還債務の履行猶予）

第12条 市長は、修学資金の貸与を受けていた者が、次の各号（区分変更による差額に係る修学資金の返還の債務については、第3号を除く。）のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に掲げる期間、修学資金等の返還の債務の履行を猶予することができる。ただし、修学資金の貸与の目的を達成することができないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 養成施設（第8条第1項第1号又は第2号に規定する進学をした場合にあっては、当該進学をした養成施設。以下この条及び次条において同じ。）に在学しているとき
当該在学期間
- (2) 養成施設を卒業した後、看護師等に係る免許を取得し、又は取得する意思を有し、かつ、当該修学資金の貸与に係る指定医療提供施設の区分と同一の区分の指定医療提供施設において看護師等の業務に従事しようとする意思を有しているとき 卒業した日の属する学年の末日の翌日から当該指定医療提供施設において看護師等の業務に従事をする日の前日までの期間（卒業した日の属する学年の末日の翌日から1年を限度とする。）
- (3) 養成施設を卒業した日の属する学年の末日の翌日から1年を経過する日の翌日までに、当該修学資金の貸与に係る指定医療提供施設の区分と同一の区分の指定医療提供施設において看護師等の業務に従事をしているとき 当該従事期間
- (4) 災害、病気その他の理由により修学資金の返還が困難であると認めるとき 当該理由が継続する期間

- 2 前項の規定による猶予を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定する。

4 前項の規定により履行が猶予された者は、当該猶予された期間が終了するまでの間、規則で定めるところにより、現況に関する届出書を市長に提出しなければならない。

(平24条例41・平30条例50・一部改正)

(返還債務の免除)

第13条 市長は、修学資金の貸与を受けていた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、修学資金等（区分変更による差額を除く。）の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日の属する学年の末日の翌日から1年を経過する日の翌日までに、当該修学資金の貸与に係る指定医療提供施設の区分と同一の区分の指定医療提供施設において看護師等の業務に従事し、引き続き当該修学資金の貸与の期間（当該修学資金の貸与の期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）に相当する期間当該業務に従事したとき。

(2) 前号に規定する業務従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため退職したとき。

2 市長は、修学資金の貸与を受けていた者が、当該修学資金の貸与に係る指定医療提供施設の区分と同一の区分の指定医療提供施設において看護師等の業務に従事している間に、業務上以外の理由により、死亡し、又は重度障害の状態となり修学資金等を返還することができなくなったと認めるときは、履行期が到来していない修学資金等（区分変更による差額を除く。）の返還の債務を免除することができる。

3 市長は、修学資金の貸与を受けていた者が、当該修学資金の貸与に係る指定医療提供施設の区分と同一の区分の指定医療提供施設において看護師等の業務に従事し、第1項第1号に規定する期間に達する前に退職した場合（同項第2号又は前項の規定に該当する場合を除く。）は、規則で定めるところにより、履行期が到来していない修学資金等（区分変更による差額を除く。）の返還の債務の一部を免除することができる。

4 前3項の規定による免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否及びその額を決定する。

(平24条例41・平30条例50・一部改正)

(遅延損害金)

第14条 修学資金の貸与を受けていた者は、修学資金等を返還すべき日までに返還しな

かったときは、遅延損害金を市に納付しなければならない。この場合において、遅延損害金の額の計算及び減免については、浜松市税外収入金の延滞金に関する条例（昭和33年浜松市条例第5号）の規定による延滞金の額の計算及び減免の例による。

（平23条例62・全改）

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日浜松市条例第19号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月16日浜松市条例第62号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（浜松市看護師等修学資金貸与条例の一部改正に伴う経過措置）

5 第5条の規定による改正後の浜松市看護師等修学資金貸与条例第14条の規定は、施行日以後にされる貸与の決定に係る修学資金及び利息について適用し、施行日前にされた貸与の決定に係る修学資金及び利息については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月23日浜松市条例第41号抄）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

3 前項の規定による改正後の浜松市看護師等修学資金貸与条例第11条から第13条までの規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成30年10月17日浜松市条例第50号）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の第10条第1項（修学資金の貸与の期間が2以上ある場合に係る部分に限る。）及び第13条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる貸与の決定に係る修学資金等について適用し、施行日前にされた貸与の決定に係る修学資金等については、なお従前の例による。

3 改正後の第10条第1項（第13条第3項の規定により返還債務の一部を免除された場合に係る部分に限る。）及び第13条第3項の規定は、施行日以後に退職する者に係る修学資金等について適用し、施行日前に退職した者に係る修学資金等については、な

お従前の例による。

別表（第2条・第3条関係）

（平24条例41・全改）

指定医療提供施設	金額
旧佐久間地域自治区及び旧水窪地域自治区の区域内に所在する病院及び診療所	8万円以内で市長が定める額
旧天竜地域自治区、旧春野地域自治区及び旧龍山地域自治区の区域内に所在する病院及び診療所並びに独立行政法人国立病院機構天竜病院	6万円以内で市長が定める額

備考

- 1 指定医療提供施設には、主に従業員のために事業所内に設置された病院及び診療所を含まない。
- 2 旧佐久間地域自治区とは浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年浜松市条例第48号）第2条の規定による改正前の浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第16条第1項第3号ウに規定する佐久間地域自治区をいい、旧水窪地域自治区とは同号エに規定する水窪地域自治区をいい、旧天竜地域自治区とは同号アに規定する天竜地域自治区をいい、旧春野地域自治区とは同号イに規定する春野地域自治区をいい、旧龍山地域自治区とは同号オに規定する龍山地域自治区をいう。